

# 館山市道路占用工事等復旧基準

平成29年4月1日

館山市建設環境部建設課

## (目 的)

本基準は、館山市が管理する市道及び法定外公共物（以下「道路」という。）において、道路の占用または施行承認に関する工事（以下「工事」という。）を行う際の復旧方法の基準を示すことにより、許認可審査における事務の円滑化と、道路管理における安全性の確保を図ることを目的とする。

## (復旧方法)

工事施工にあたっての一般事項は千葉県土木工事共通仕様書によるものとする。

### (1) 車道（アスファルト舗装）

1) 舗装幅員が4.0m未満の場合は、**全面復旧**とする。

4.0m以上の場合は、**片側復旧**とする。

※片側復旧とは、舗装幅員の中央を車道中心線の位置とみなすことを標準とする。

2) 復旧延長は**2.4m以上且つ掘削部分の両端から各0.5mを加えた距離以上**とする。

3) 既設舗装との取付部については、60度の角度をつけて復旧する。

4) 2箇所以上を同時施工する場合、**復旧間の距離が5.0m未満の時は、その区間も含めて復旧する。既設舗装復旧痕との近接施工についても同様**とする。

※ 上記を原則とする他、標準的な復旧範囲に対し、近接する復旧範囲外の既設舗装にクラックや凹凸またはマンホール蓋等が存在し、施工後の車両通行により復旧箇所に影響を及ぼす恐れがある場合や、振動・騒音等、道路利用上の問題が懸念される場合は、道路管理者と十分協議を行った上で復旧範囲や復旧形状を決定する。

5) 復旧の際、掘削部分のみ仮復旧を行い、2週間以上の自然転圧期間を設けた後、本復旧を行うことを標準とする。

### (2) 車道（コンクリート舗装）

1) 舗装幅員が4.0m未満の場合は、**全面復旧**とする。

4.0m以上の場合は、**片側復旧**とする。

※片側復旧とは、舗装幅員の中央を車道中心線の位置とみなすことを標準とする。

2) 復旧延長は**掘削部分の両端から各0.5mを加えた距離以上**とする。

3) 既設舗装との取付部については、90度の角度をつけて復旧する。

4) 既設舗装との取付部については、差筋又は伸縮目地を施す。

5) 既設舗装の絶縁線との距離が1.2m未満の場合は、絶縁線まで復旧する。

※ 上記を原則とする他、標準的な復旧範囲を想定した際、近接する復旧範囲外の既設舗装にクラックや凹凸等またはマンホール蓋等が存在し、施工後の車両通行により復旧箇所に影響を及ぼす恐れがある場合や、振動・騒音等、道路利用上の問題が懸念される場合は、道路管理者と十分協議を行った上で復旧範囲や復旧形状を決定する。

(3) 歩道（アスファルト舗装）

- 1) 復旧範囲は、**全面復旧**とする。
- 2) 広幅員の歩道については、影響範囲をとった後に、**歩道端まで0.6m以上あれば、道路管理者の指示により、歩道全面を復旧範囲としないこともできる**こととする。
- 3) 一般部の復旧幅は、**掘削部分の両端部から0.2mを加えた幅以上**とする。
- 4) **車道出入部の復旧幅は、掘削部分の両端部から0.5mを加えた幅以上**とする。
- 5) 既設舗装との取付部については、90度の角度をつけて復旧する。

※上記を原則とする他、標準的な復旧範囲を想定した際、近接する既設舗装にクラックや凹凸又はマンホール蓋等があり、歩行者（車道出入部については車両）の通行に影響を及ぼす恐れがある場合は、道路管理者と十分協議を行った上で復旧範囲や復旧形状を決定する。

(4) 歩道（平板ブロックおよびインターロッキング）

- 1) 復旧範囲は、**影響部にかかるブロックまで**とする。
- 2) 一般部の復旧幅は、**掘削部分の両端部から0.2mを加えた幅以上**とする。
- 3) 車道出入部の復旧幅は、**掘削部分の両端部から0.5mを加えた幅以上**とする。

※上記を原則とする他、標準的な復旧範囲を想定した際、近接する既設舗装にクラックや凹凸又はマンホール蓋等があり、歩行者（車道出入部については車両）の通行に影響を及ぼす恐れがある場合は、道路管理者と十分協議を行った上で復旧範囲や復旧形状を決定する。

(5) 構造物（横断排水管・側溝・集水樹 等）

- 1) 構造物の構造及び規格は、道路管理者と協議の上で決定すること。
- 2) 構造物設置後の埋戻しは、**埋戻しを幅50cm以上確保**し、所定の締固め密度が得られる締固め機械を用い、規定の埋戻し厚にて十分締め固めること。

(6) 掘削制限

- 1) 館山市発注工事または他の事業者の工事により、舗装工事が行われた区間については**原則として下記の期間掘削を許可しない**。

①アスファルト舗装 3年

②コンクリート舗装 5年

※ 道路管理者が認める局部的な維持補修舗装箇所は規制の対象外とする。

- 2) やむを得ない事情により上記1) で定めた制限期間内に掘削をする必要がある場合は、**下記復旧条件を基準とし、道路管理者が復旧範囲を決定する**。

①アスファルト舗装復旧延長 10m～15mを標準とする。

②コンクリート舗装復旧延長 伸縮目地（または打継目地）間

※周囲に目地が無ければ5mを標準とする。

## 舗装復旧範囲

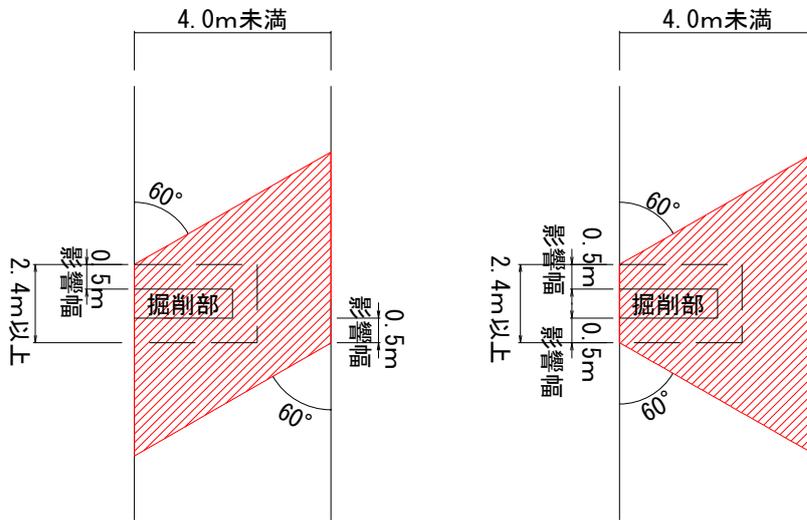
舗装幅員 4.0 m未満の復旧例

(全面復旧)

# アスファルト舗装

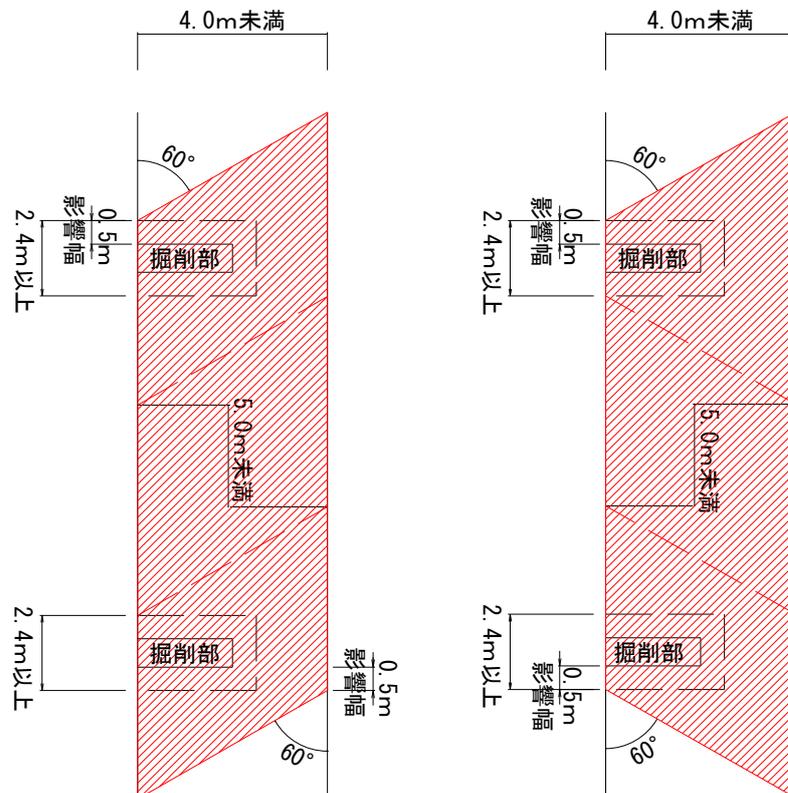
## 1) 単独箇所（横断施工）

形状については下記の例を基準に決定する。なお、決定にあたっては各現場条件（既存舗装継目及び舗装面の状況等）を考慮する。



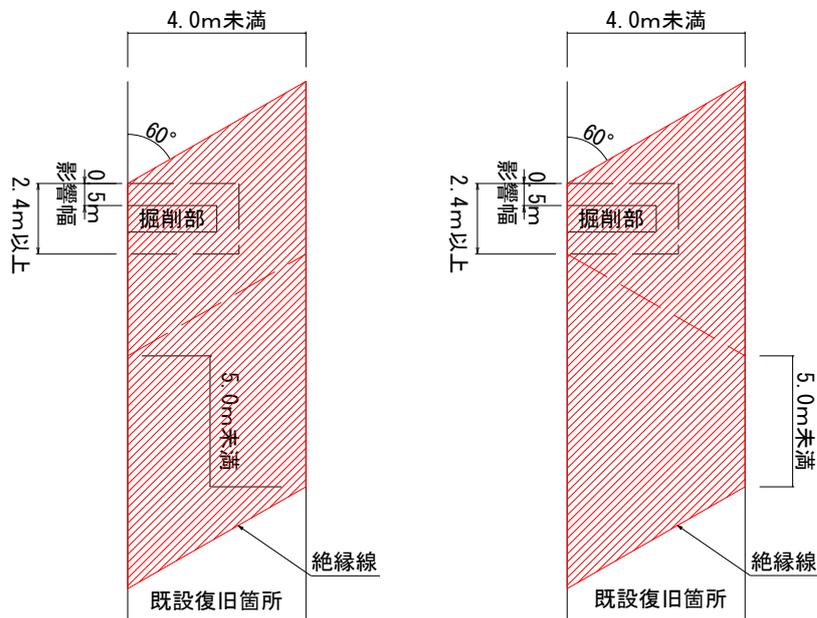
## 2) 2箇所以上を同時施工（横断施工）

各施工箇所との間の距離が5m未満のときは、その区間も含めて一体的に復旧するものとする。形状については下記の例を基準に決定する。なお、決定にあたっては各現場条件（既存舗装継目及び舗装面の状況等）を考慮する。



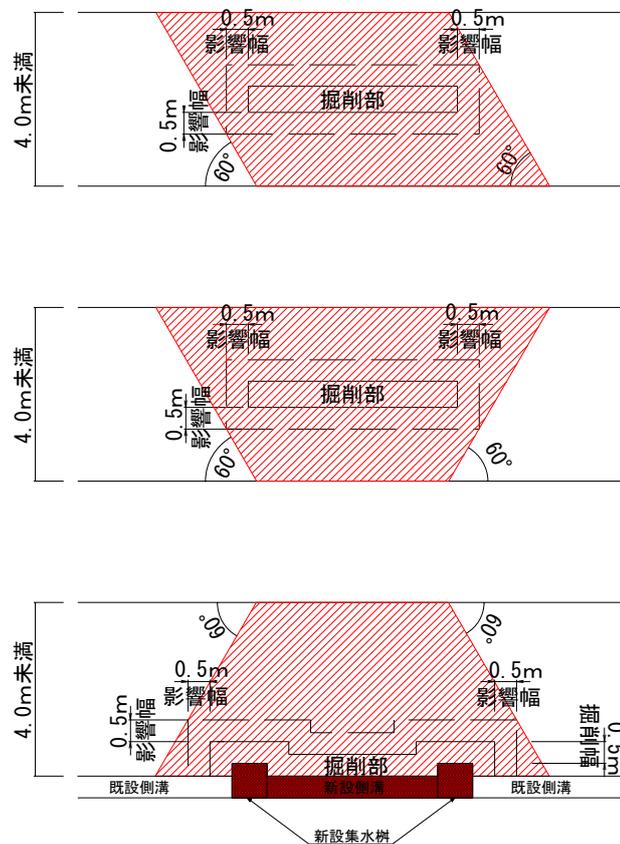
### 3) 既設舗装部との近接施工（横断施工）

施工箇所と既設絶縁線の距離が5m未満のときは、その区間も含めて復旧するものとする。形状については下記の例を基準に決定する。なお、決定にあたっては各現場条件（既存舗装継目及び舗装面の状況等）を考慮する。



### 4) 縦断施工

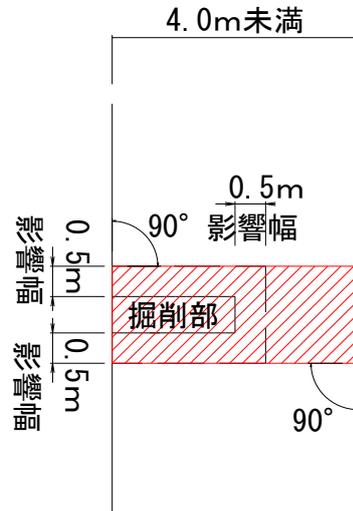
形状については下記の例を基準に決定する。なお、決定にあたっては各現場条件（既存舗装継目及び舗装面の状況等）を考慮する。



## コンクリート舗装

### 1) 単独箇所（横断施工）

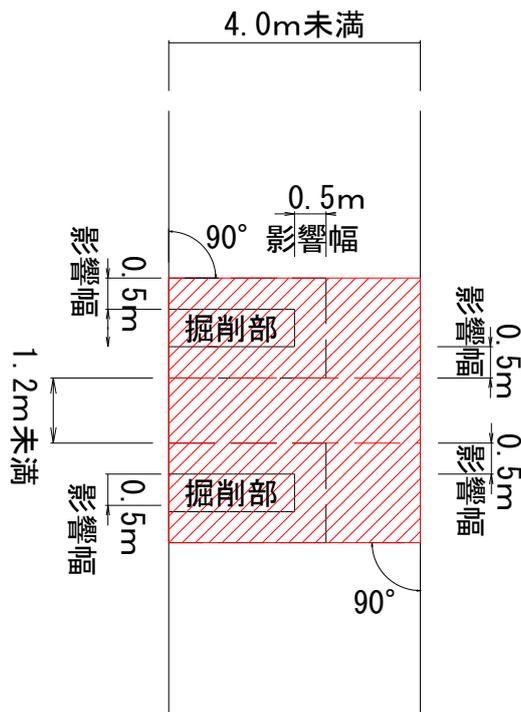
形状については下記の例を基準に決定する。なお、決定にあたっては各現場条件（既存舗装継目及び舗装面の状況等）を考慮する。



### 2) 2箇所以上を同時施工（横断施工）

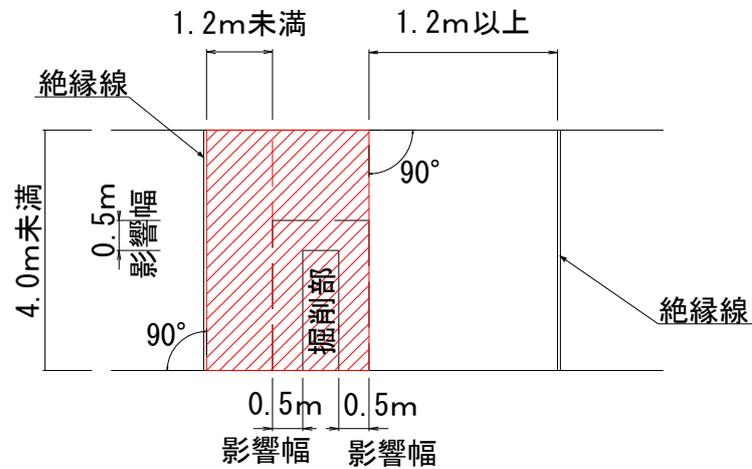
各施工箇所との間の距離が1.2m未満のときは、その区間も含めて一体的に復旧するものとする。

形状については下記の例を基準に決定する。なお、決定にあたっては各現場条件（既存舗装継目及び舗装面の状況等）を考慮する。



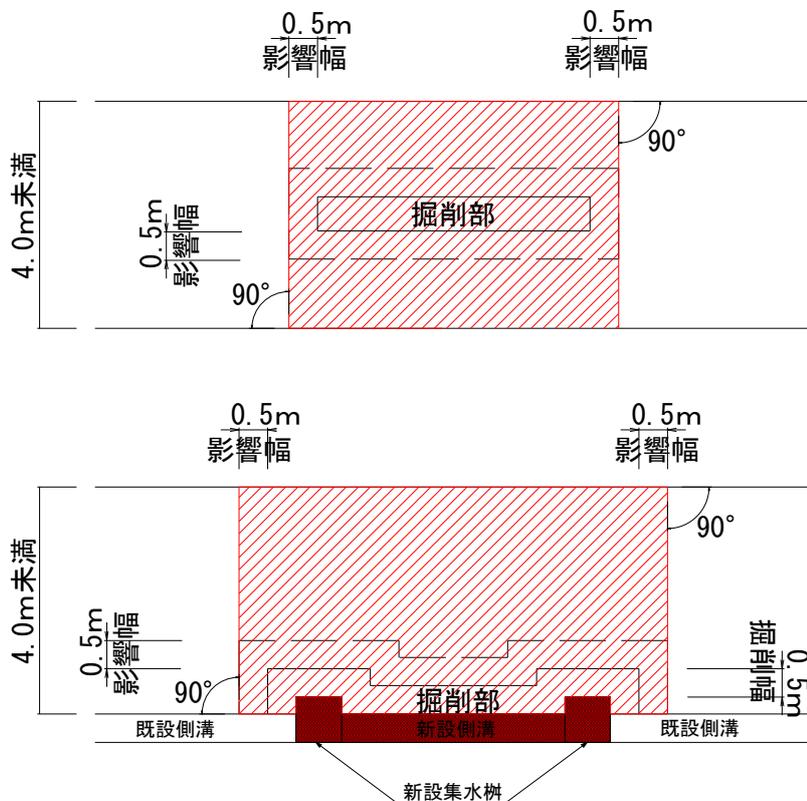
### 3) 既設舗装部との近接施工（横断施工）

施工箇所と既設絶縁線の距離が1.2m未満のときは、その区間も含めて復旧するものとする。形状については下記の例を基準に決定する。なお、決定にあたっては各現場条件（既存舗装継目及び舗装面の状況等）を考慮する。



### 4) 縦断施工

形状については下記の例を基準に決定する。なお、決定にあたっては各現場条件（既存舗装継目及び舗装面の状況等）を考慮する。

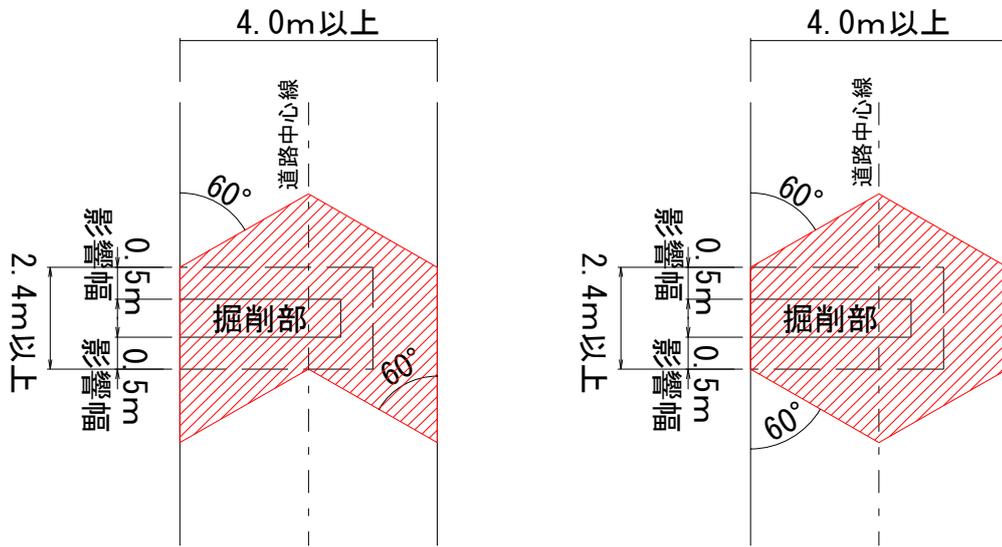


舗装幅員 4.0 m以上の復旧例  
(全面復旧または片側復旧)

## アスファルト舗装

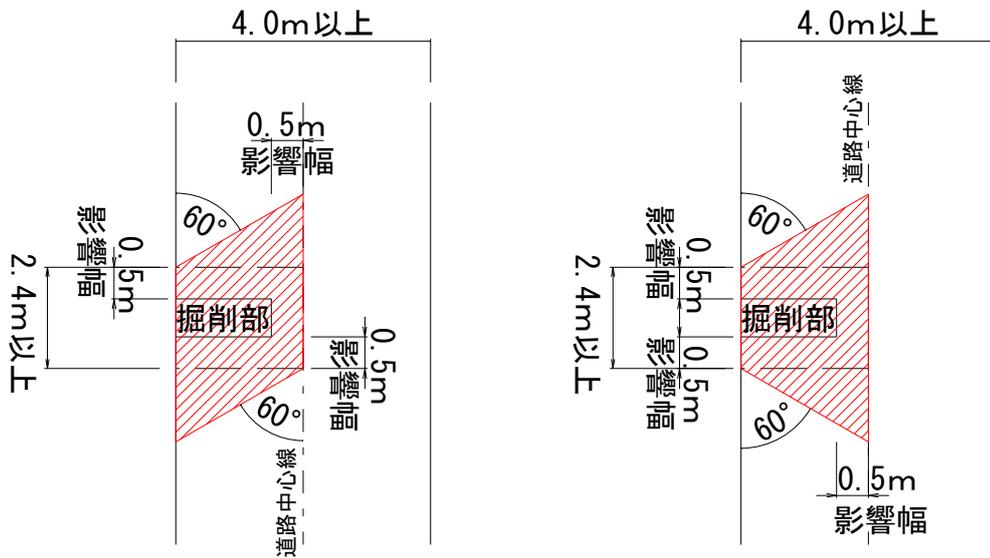
### 1) 単独箇所（横断施工）：影響部が道路中心線（一車線）を超える場合

形状については下記の例を基準に決定する。なお、決定にあたっては各現場条件（既存舗装継目及び舗装面の状況等）を考慮する。



### 2) 単独箇所（横断施工）：影響部が道路中心線（一車線）を超えない場合

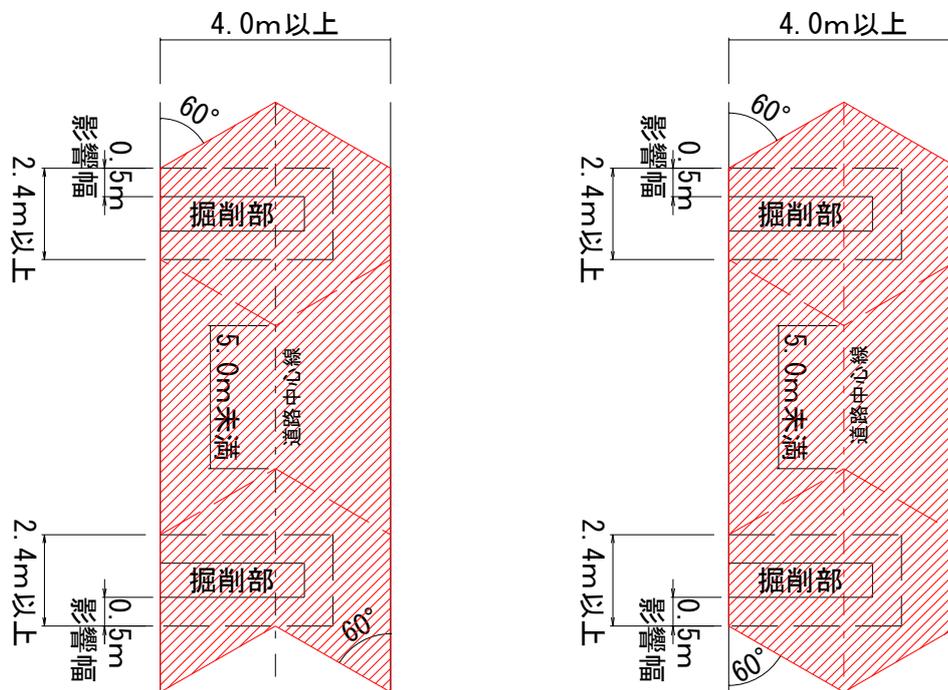
形状については下記の例を基準に決定する。なお、決定にあたっては各現場条件（既存舗装継目及び舗装面の状況等）を考慮する。



### 3) 2 箇所以上同時施工（横断施工）

本復旧間の距離が5m未満のときは、その区間も含めて復旧するものとする。

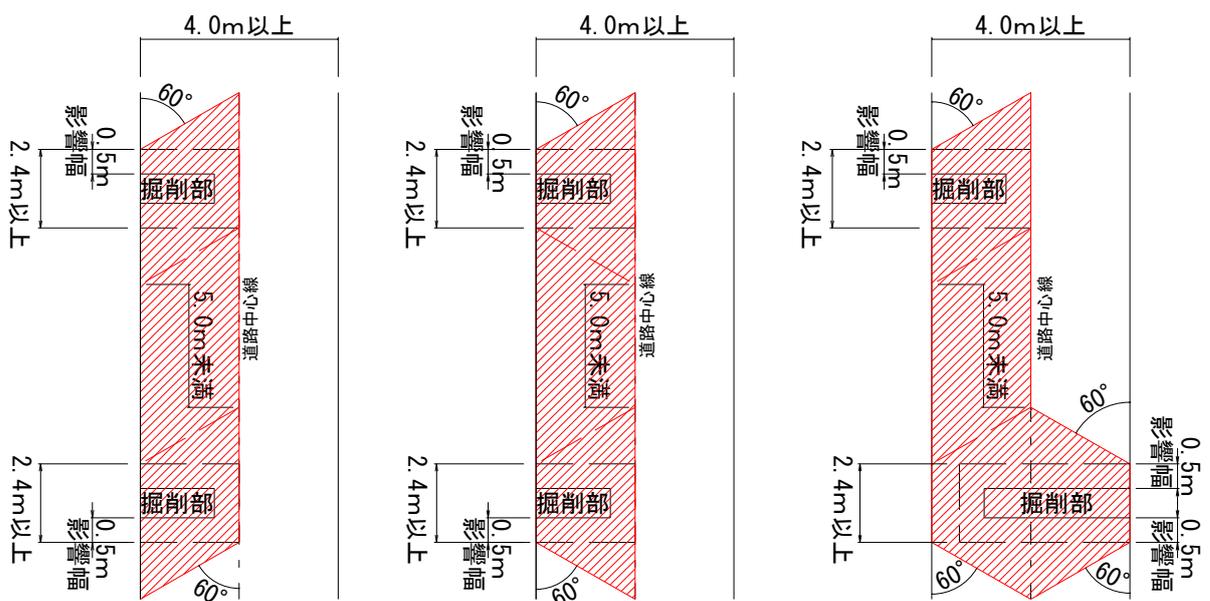
形状については下記の例を基準に決定する。なお、決定にあたっては各現場条件（既存舗装継目及び舗装面の状況等）を考慮する。



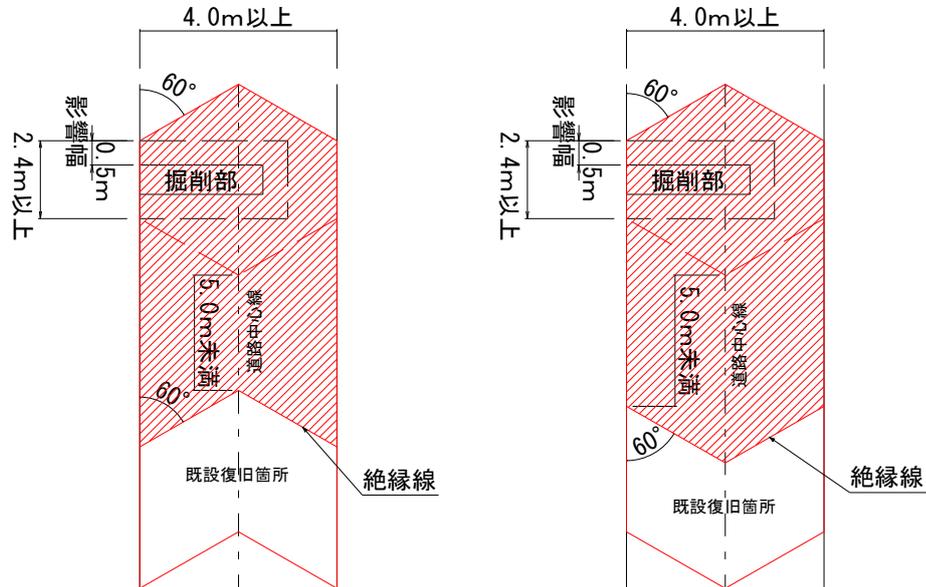
### 4) 2 箇所以上同時施工（横断施工）：影響部の全てまたは一部が道路中心線（一車線）内の場合

本復旧間の距離が5m未満のときは、その区間も含めて復旧するものとする。

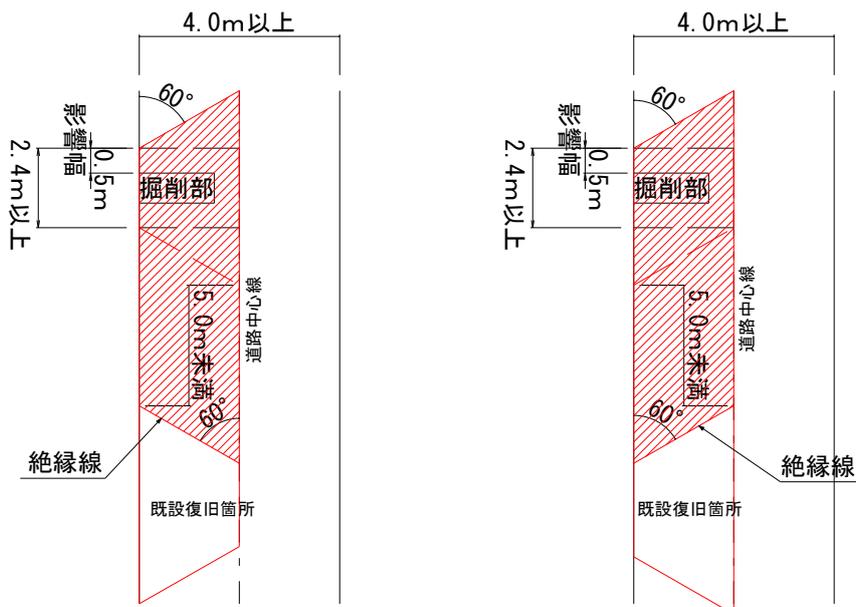
形状については下記の例を基準に決定する。なお、決定にあたっては各現場条件（既存舗装継目及び舗装面の状況等）を考慮する。



- 5) 既設舗装復旧部との近接施工（横断施工）：影響部が道路中心線（一車線）を越える場合  
 本復旧部と既設舗装復旧部の距離が5m未満のときは、その区間も含めて復旧するものとする。  
 形状については下記の例を基準に決定する。なお、決定にあたっては各現場条件（既存舗装継目及び舗装面の状況等）を考慮する。

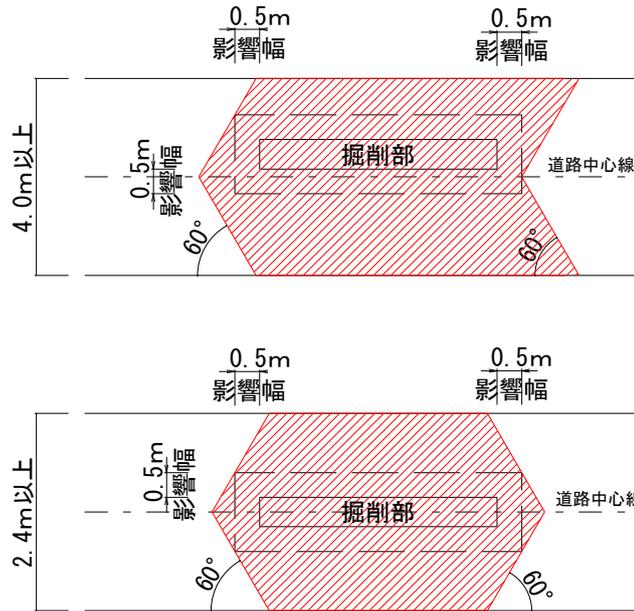


- 6) 既設舗装部との近接施工（横断施工）：影響部が道路中心線（一車線）内の場合  
 本復旧部と既設舗装復旧部の距離が5m未満のときは、その区間も含めて復旧するものとする。  
 形状については下記の例を基準に決定する。なお、決定にあたっては各現場条件（既存舗装継目及び舗装面の状況等）を考慮する。



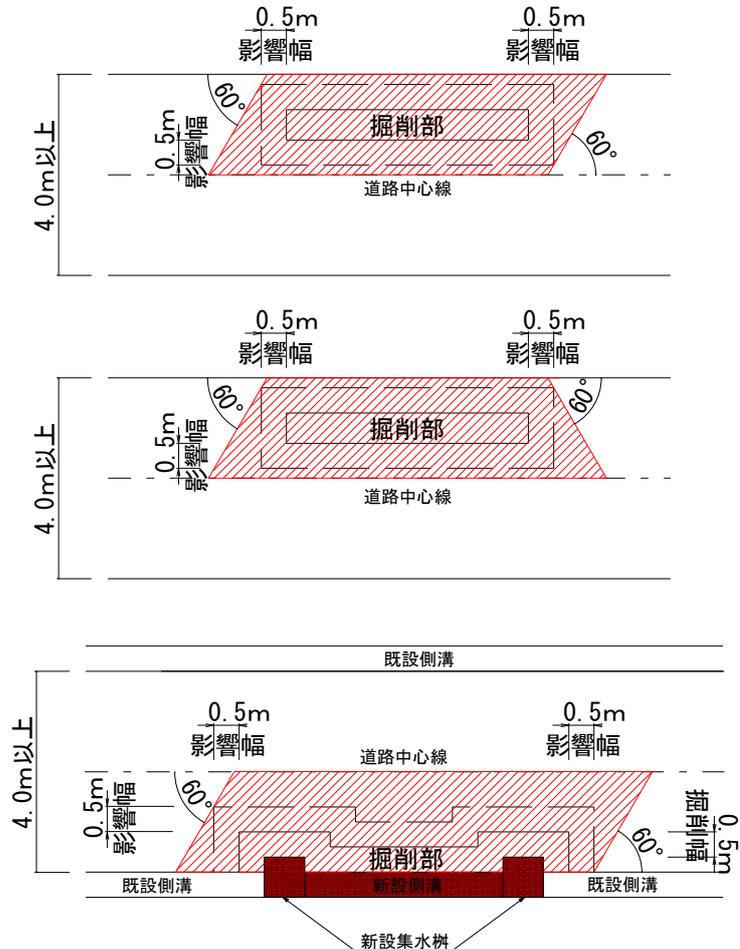
**7) 影響部が道路中心線（一車線）を越える場合（縦断施工）**

形状については下記の例を基準に決定する。なお、決定にあたっては各現場条件（既存舗装継目及び舗装面の状況等）を考慮する。



**8) 影響部が道路中心線（一車線）を越えない場合（縦断施工）**

形状については下記の例を基準に決定する。なお、決定にあたっては各現場条件（既存舗装継目及び舗装面の状況等）を考慮する。

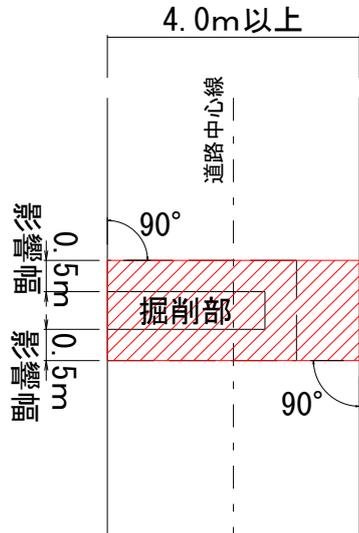


## コンクリート舗装

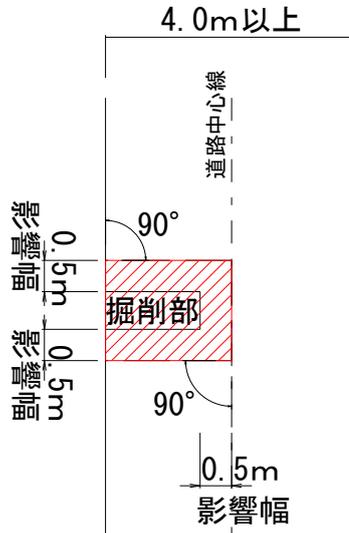
### 1) 単独箇所（横断施工）

形状については下記の例を基準に決定する。なお、決定にあたっては各現場条件（既存舗装継目及び舗装面の状況等）を考慮する。

【影響部が道路中心線を超える場合】



【影響部が道路中心線を超えない場合】

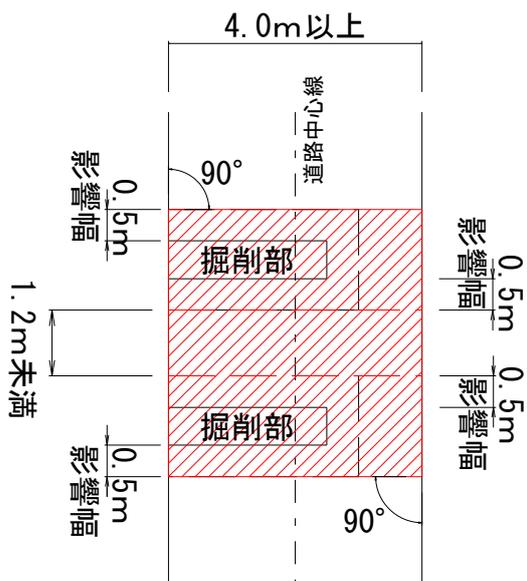


### 2) 2箇所以上同時施工（横断施工）

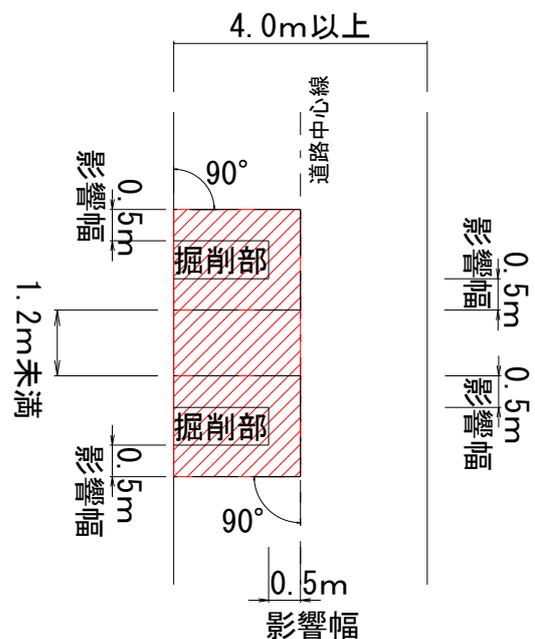
本復旧間の距離が1.2m未満のときは、その区間も含めて復旧するものとする。

形状については下記の例を基準に決定する。なお、決定にあたっては各現場条件（既存舗装継目及び舗装面の状況等）を考慮する。

【影響部が道路中心線を超える場合】



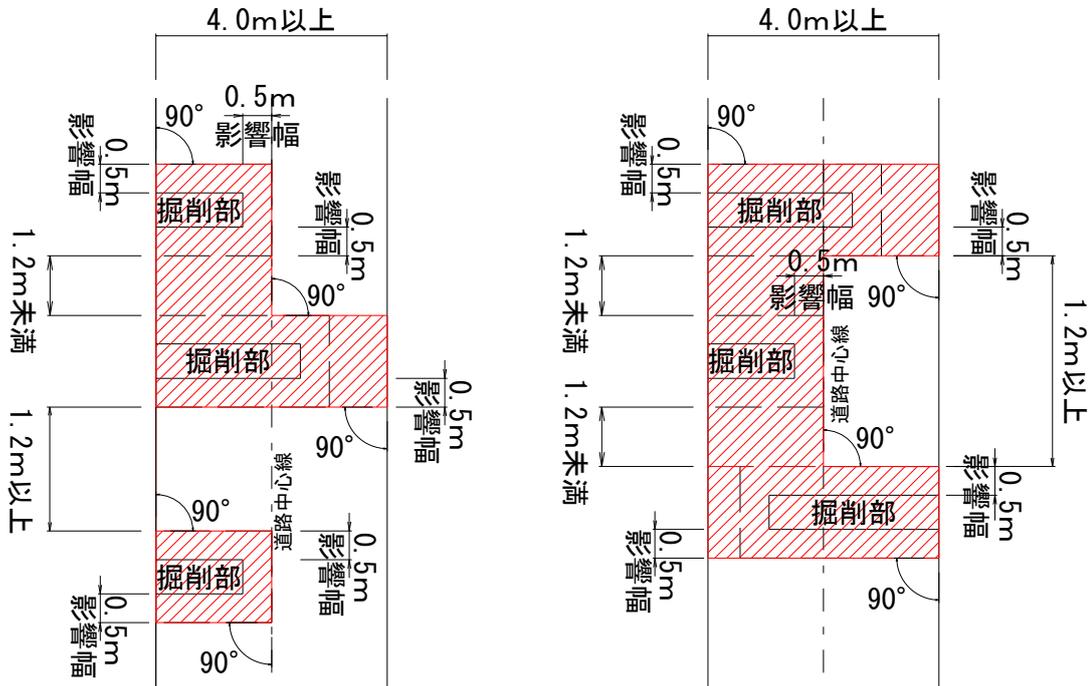
【影響部が道路中心線を超えない場合】



3) 2箇所以上同時施工（横断施工）：影響部の一部が道路中心線内の場合

本復旧間の距離が1.2m未満のときは、その区間も含めて復旧するものとする。

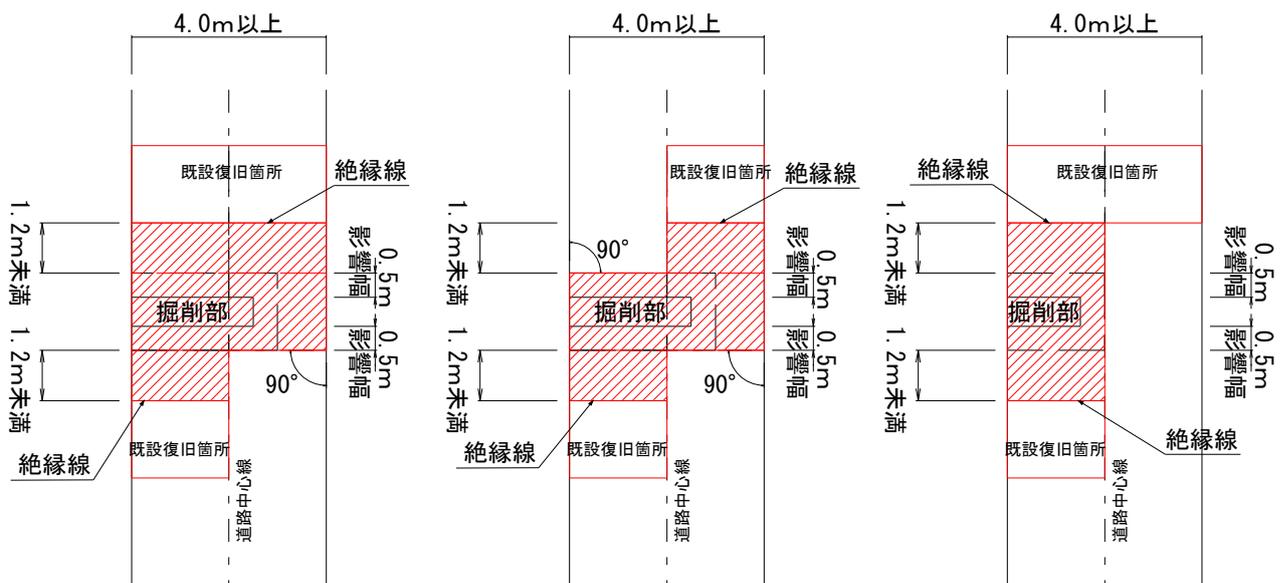
形状については下記の例を基準に決定する。なお、決定にあたっては各現場条件（既存舗装継目及び舗装面の状況等）を考慮する。



4) 既設舗装部との近接施工（横断施工）：影響部の一部または全部が道路中心線内の場合

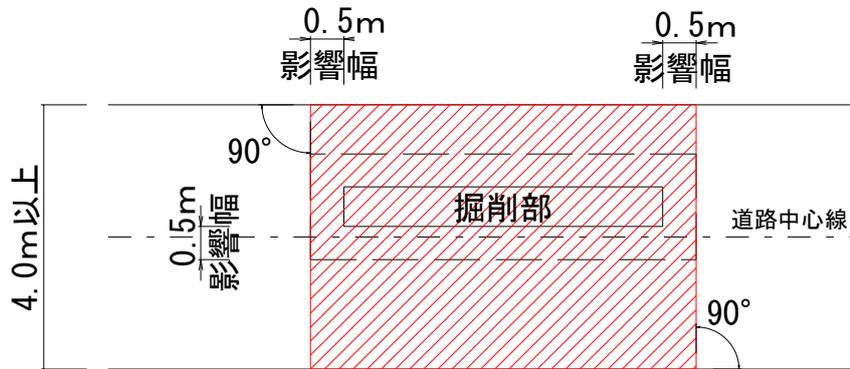
本復旧部と既設舗装復旧間の距離が1.2m未満のときは、その区間も含めて復旧するものとする。

形状については下記の例を基準に決定する。なお、決定にあたっては各現場条件（既存舗装継目及び舗装面の状況等）を考慮する。



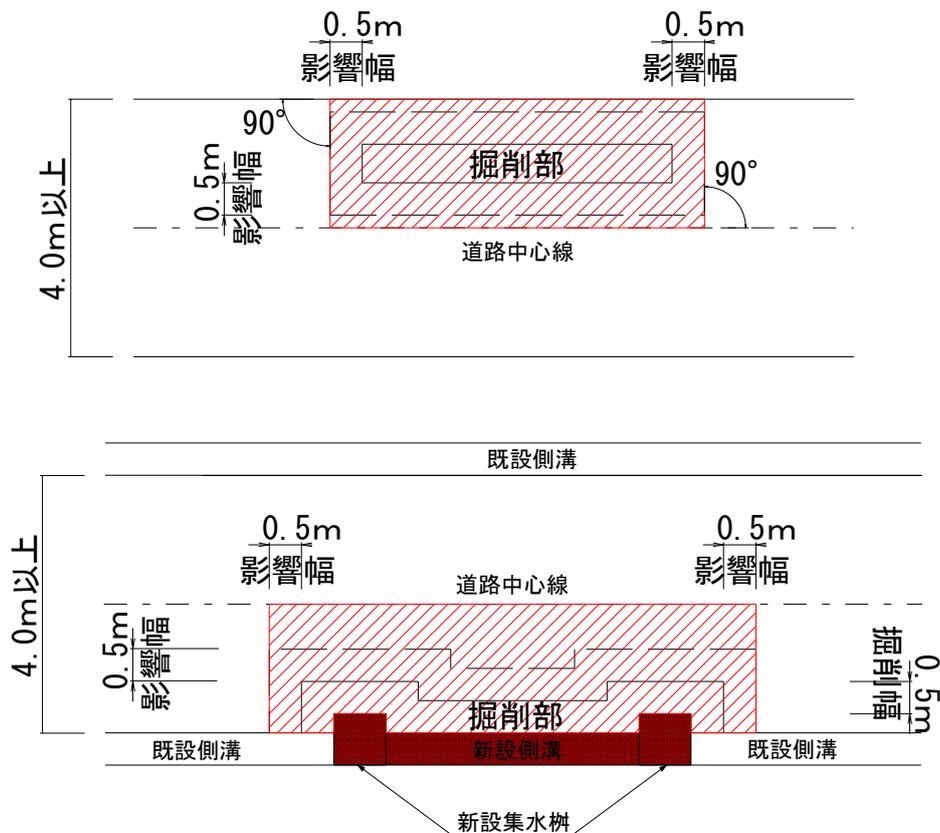
5) 影響部が道路中心線を超える場合（縦断施工）

形状については下記の例を基準に決定する。なお、決定にあたっては各現場条件（既存舗装継目及び舗装面の状況等）を考慮する。



6) 影響部が道路中心線を越えない場合（縦断施工）

形状については下記の例を基準に決定する。なお、決定にあたっては各現場条件（既存舗装継目及び舗装面の状況等）を考慮する。

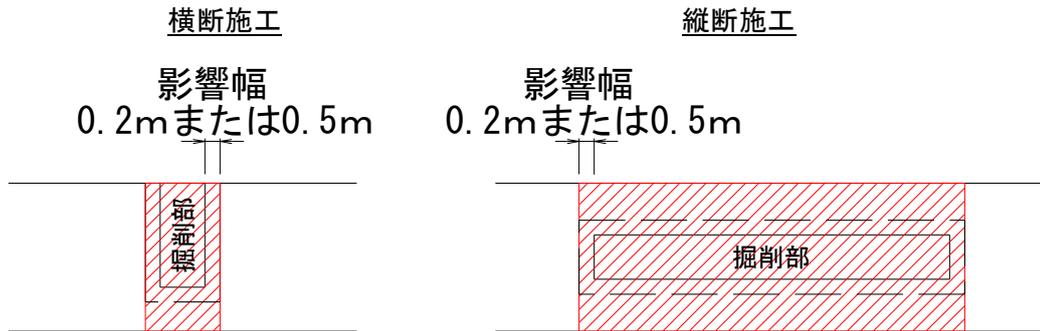


# 步 道 舖 装

### 1) アスファルト舗装

歩道の場合は原則として、全面復旧とする。

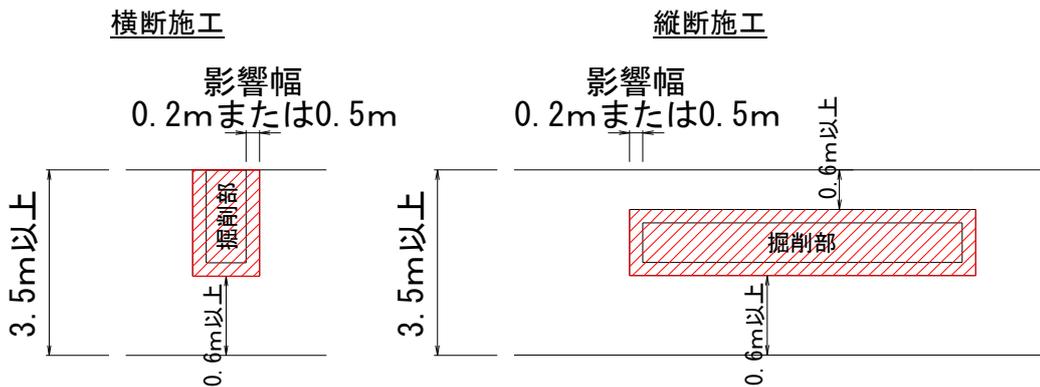
一般部の影響幅は0.2mとし、車両出入口部は0.5m以上とする。



### 2) アスファルト舗装（歩道幅員が3.5m以上の場合）

歩道の場合は原則として、全面復旧とする。ただし、影響範囲から歩道端まで0.6m以上確保されていれば、影響範囲までとする。

一般部の影響幅は0.2mとし、車両出入口部は0.5m以上とする。



### 3) 平板ブロック及びインターロッキング舗装等

平板ブロック及びインターロッキング舗装等については、影響部分にかかるブロックを復旧範囲とする。

一般部の影響幅は0.2mとし、車両出入口部は0.5m以上とする。

